

公正な研究活動の推進に向けた 「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」の見直し・運用改善について 審議のまとめ（案） 概要

背景

「研究における不正行為・研究費の不正使用に関するタスクフォース」中間取りまとめを踏まえ、ガイドラインの見直し・運用改善や倫理教育の強化など、研究活動における不正行為の防止に向けた方策の検討・実施が必要。

<ガイドライン見直しの必要性>

- ・ これまで文部科学省では、関係機関に対して、平成18年度に策定したガイドラインに基づく厳格な対応を求めてきたが、依然として不正事案が後を絶たない状況。
- ・ 研究活動の不正行為の防止に当たっては個々の研究者の自己規律と責任に委ねている側面が強く、今後は国による支援等も行い、各研究機関が組織としての管理責任を果たすことが必要。
- ・ 大学院生や研究者の年齢・経歴の多様化など我が国の研究現場の実情に対応した、不正行為の防止のための体制整備や倫理教育の強化が必要。

ガイドラインの見直し・運用改善に関する基本的な考え方

- 研究活動における不正行為は科学そのものに対する背信行為であり、まずは、研究者自らの規律や大学等の各研究機関、研究者コミュニティの自律に基づく自浄作用として対応すべきであるとの基本姿勢、不正行為の定義（「捏造、改ざん及び盗用」）については現行ガイドラインを踏襲。（定義の示し方は改善）
- その上で、タスクフォース中間取りまとめを踏まえ、従来、不正行為の防止に係る対応が個々の研究者の自己規律と責任に委ねられている側面が強かったことに鑑み、今後は、国による支援等も行い、各研究機関における管理責任の明確化や不正行為の事前防止を図る取組を推進することが重要。
- 各研究機関に対して必要な体制整備等を求める現行ガイドラインの第2部を中心に、具体化・補完・再周知。
- ガイドラインの対象とする不正行為の範囲を、「文部科学省及び同省所管の独立行政法人の競争的資金を活用した研究活動の不正行為」のみならず、「競争的資金の配分を受けていない、国内に所在する大学、短期大学、高等専門学校、大学共同利用機関、文部科学省の直轄研究機関及び同省所管の独立行政法人等における研究活動の不正行為」も追加。

（Ⅰ）組織の管理責任の明確化

赤字が新規事項

【組織としての責任体制の確立】

- 各研究機関における規程・体制の整備及び公表
※責任者の役割・責任の範囲を明示した規程の整備、倫理教育責任者の設置も含む
- 告発窓口の設置・周知 ※告発窓口の第三者への業務委託（学外の法律事務所等）もあり得る

【調査の迅速性・透明性・秘密保持の担保】

- 各研究機関における調査期間の目安又は上限の設定
- 調査等への第三者的視点の導入
※告発窓口の第三者への業務委託（学外の法律事務所等）、調査委員会に第三者を入れる等
- 告発者の秘密保持の徹底

【各研究機関に対する管理責任の追及】

- 各研究機関に対する措置の発動（間接経費の削減）

【間接経費を削減する場合】

- ・ 国による調査等の結果、体制不備が認められた研究機関や、文部科学省及び同省所管の独法の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為が認定された研究機関に対して「**管理条件**」を付したが、その履行が認められない場合
- ・ 文部科学省及び同省所管の独法の競争的資金の配分を受けている研究活動において不正行為の疑いのある事案が発覚したにも関わらず、**正当な理由なく調査が遅れた場合**

（Ⅱ）不正を事前に防止する取組

【研究活動における不正行為を抑止する環境の整備】

- 各研究機関における一定期間の研究データの保存・公開の義務付け
- 倫理教育の着実な実施
※各研究機関において、教員、研究者（共同研究を行う民間企業からの出向者等含む）、研究支援人材、博士課程の学生等を対象に実施。

【不正事案の公開】

- 研究活動における不正行為の疑いのある事案が発覚した場合の文部科学省への報告 ※少なくとも本調査の要否が決定した段階で報告
- 不正事案の一覧化公開

（Ⅲ）国等による支援と監視

- 各研究機関における調査体制への支援
※各研究機関において十分な調査を行える体制にない場合は日本学術会議等と連携し、専門家の選定・派遣等を検討。
- 各研究機関における規程・体制の整備状況に係る調査の実施
- 倫理教育プログラムの開発

見直し後のガイドラインの実効性の向上に向けて

- ・ 研究現場（特に各研究機関の研究担当部局教職員、研究者）への周知徹底
- ・ 各研究機関に対するガイドライン履行状況調査（年1回程度）の実施及び調査結果に基づく指導・助言等（管理条件の付与も含む）